

## 令和2年6月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令 和 2 年 6 月 26 日 午後 1 時 30 分	
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊗欠席 ㊵遅刻 ㊶早退)	
○ 1 番 伊藤 薫	○ 2 番 吉永 守	○ 3 番 柿山 享
○ 4 番 大久保 純三	○ 5 番 武部 文男	○ 6 番 大川内 満舎信
㊗ 7 番 松尾 奈津子	○ 8 番 田中 康	○ 9 番 崎田 隆
○ 10番 吉原 順穂	○ 11番 益本 徳市	㊗ 12番 梶山 達男
○ 13番 田中 晴美	○ 14番 山本 鉄美	○ 15番 松永 敬資
○ 16番 藤川 吉生	○ 17番 崎村 康子	○ 18番 瀬川 伸清
○ 19番 山川 重晴		
出席農業委員数 17名 在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 松田 実男	○ 大久保 耕次	○ 安永 光男
○ 松瀬 義之	○ 大石 裕	○ 鈴立 企一
○ 村田 勝美	○ 立山 義典	○ 早坂 勇
○ 川下 實	○ 吉田 政明	○ 北川 廣海
○ 岩木 保徳	○ 松永 勝也	
○ 百枝 純治	○ 萩原 健詞	
○ 松尾 和広		
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 森田 俊行	次 長 辻田 三代子	係 長 田畑 徹二
主 査 桃田 忠邦	副主任 前川 祐樹	主 任 川村 和夫
7. 議 長	山 川 重 晴	
8. 議事録署名委員の指名		
1 番 伊 藤 薫	2 番 吉 永 守	

事務局長

去る19日に開催されました、農業委員会会長事務局長会議で重点活動の取り組みについて説明がありましたので、簡単ですが報告をさせていただきます。

本日お配りしております資料の中に、右肩に資料ナンバー2-2と書いたものがあります。こちらの方をご覧いただきたいと思います。まず表紙のほうになりますけれども、今年度も昨年度と同様に、長崎農業委員会1-1-1運動ということで農地利用最適化実践活動に取り組むものとなっております。具体的なことが中に書いてありますので、1番最後の方をめくっていただきたいと思います。22ページになりますが、農業委員、推進委員の個人目標、それと合わせまして、13ページに農業委員会の目標を数値化したものがございます。

最初の点でございますが、農地利用の最適化活動につきましては、話し合いに参加することとなっております。松浦市の場合につきましては、昨年度実施いたしましたアンケート調査の回収率がギリギリではございますが、80パーセントを上回っておりますので、1行目は達成しております。これをもとに昨年度と今年度にかけて、人・農地プランということで、それぞれの集落に入って計画を作るということで、農林課の方で取り組みをしております、それに合わせまして、農業委員会も協力していくこととなっております。その中でそれぞれ受け持ち地区がありますので、農業委員さん推進委員さんのほうも積極的に地区の活動の話し合いに参加していただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

2点目でございますが、農地利用集積活動につきましては、1農業委員に2ヘクタール以上が目標となっております。次の荒廃農地の解消推進活動につきましては、農業委員1人につき1ヘクタール以上の解消となっておりますが、松浦市の場合、昨年度の時点で遊休農地が2.7ヘクタールしかございませんので、今年度については新たな遊休農地が発生しないように集積に力を入れるという事と合わせまして、遊休農地の大半を占めます山林化しました耕作放棄地いわゆるB分類になりますが、これが大体57ヘクタールほどありますのでこちらを農地から外すという作業ということで、以後通知により台帳から外す作業をしていきたいと考えております。

その次の農業者年金につきましては、1農業委員あたり5戸以上の訪問を実施するとなっておりますが、対象がそんなに多くないところがございますので、少なくとも一戸は訪問していただきたいと考えております。本市の目標につきましては、右のページにあります2人となっております。そのうち40歳未満が1人、女性が1人ということで、合計2名が目標となっておりますのでよろしく願いいたします。最後の全国農業新聞普及活動ということで、1農業委員につきまして1人以上の新規の購読者を確保するという事になっております。昨年度3月末時点で122人いらっしゃいました、現時点で117人ということで、5人の減となっております。目標につき

ましては、前年度の数値を維持するという事で、122人の維持ができるように新規購読者の開拓に努めていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上の5項目が重点活動の取り組みとなりまして、昨年度まではそれぞれの委員さん1項目について年度末に1-1-1運動の活動報告という事で提出していただいておりますけれども、今年度からは1つの農業委員会が1つ以上の事例報告をするということに変わっておりますので、よろしく願いしたいと思います。

それともう1点お知らせとお願いがあります。大石地区のほうに平成27年の秋11月位からですが、法人の■■■■株式会社が新規で農業参入しております。こちらが年明けの1月ぐらいに平戸市の方での経営を中心にしたいというのと合わせまして、人が若干足りないということで撤退したいと申し入れがございました。今、■■■■につきましては、農地が中間管理機構で2.7ヘクタール、基盤法の方で1.8ヘクタール、合計4.5ヘクタールを経営されておまして、主に馬鈴薯を栽培されておりました。こちらの農地が今きれいになっているんですが、このまま放っておいたら荒れてしまうということで、農地を耕作される方がいないかと探しておりました。3月に中間管理事業のチーム会などを開催しまして、県や農協を含めまして、当然地元の松瀬委員さんにもお願いしているんですが、なかなか借り手が見つからないものですから、改めて近くであれば御厨の方、若しくは市内の方ということで範囲を広げて借りる方がいらっしやれば皆様にご協力をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上、私の方からは終わらせていただきます。それでは山川会長にご挨拶をいただき6月の定例会に入らせていただきます。

会 長

皆様こんにちは。農繁期のお忙しい中にお集まりいただき、ありがとうございます。皆様方に協力いただきましたアンケート調査がほぼまとまりつつあるということで、データをもとに今後の掘り起こし活動を進めていかなければなりません。それと同時に人・農地プランの取り組みも進めていかなければならない。これは基本的には今年度いっぱい人・農地プランの集落での方向性というか取り組みをしなければいけない。人・農地プランは基本的には農林課の仕事ですけれども、しかしこれは一体となって農業委員会にも課せられた仕事でございます。それで農地パトロール後に、今年は委員の最終年度でありますので、移動農業委員会をするように予定をしております。その時に含めて人・農地プランの集落での取り組みも考えていきたい。そうしますと、農業委員会ばかりよりも認定農業者を中心に集まっていただく人数も多くなってきますので、農地パトロール後に移動農業委員会を開催しまして、それと同時に人・農地プランの説明会もしていきたいと考えております。日程的には後ほどお示しをさせていただきます。

たいと思っております。人・農地プランも要は集落の将来の方向性を示していくということになりまして、農業委員会としましても重要なこととございます。例えば5年後10年後の地域の農業をどう守っていくかどう維持していくか、我々農業委員、推進委員にとりましても非常に重要なこととございます。農林課と一緒に将来の集落の方向性を示して行けたらいいなど、そういう方向で取り組んでいきたいなど、今年度いっぱいこの人・農地プランの具体的な方向性を出していきたいなどと考えております。

それでは議事に入っていきたいと思っておりますけれども、本日欠席の届け出がござっております。農業委員で7番の松尾委員と12番の梶山委員が欠席届がござっております。推進委員の15番の紙本委員の欠席届がござっております。それでは議事録署名人の指名をさせていただきたいと思っておりますけれども、1番の伊藤委員、2番の吉永委員、この2人に本日の議事録署名人をお願いをいたしたいと思っております。それでは各種報告から入らせていただきます。

申請事件の処理状況です。

〈 申請事件の処理状況以下、資料の読み上げ 〉

### 申請事件の処理状況

農地法関係

令和2年5月分

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5	██████████	██████████	発電用施設用地	1,920 m <sup>2</sup>	R2.6.15 許可
	██████████	██████████	発電用施設用地	1,501 m <sup>2</sup>	R2.6.15 許可

### 提案事件の集計表

農地法関係

申請事由		件数	面積		積計
			田	畑	
第3条	経営規模拡大	2	248 m <sup>2</sup>	1,095 m <sup>2</sup>	1,343 m <sup>2</sup>

申請事由		件数	面積		積計
			田	畑	
第5条	住宅用倉庫	1	383 m <sup>2</sup>		383 m <sup>2</sup>
	一般個人住宅	2		1,137 m <sup>2</sup>	1,137 m <sup>2</sup>
	計	3	383 m <sup>2</sup>	1,137 m <sup>2</sup>	1,520 m <sup>2</sup>

農用地利用集積計画

権利の種類	件数	面		積
		田	畑	計
所有権移転	1	674 m <sup>2</sup>		674 m <sup>2</sup>
利用権設定	12	12,864.87 m <sup>2</sup>	12,618.36 m <sup>2</sup>	25,483.23 m <sup>2</sup>
賃借権	11	10,437 m <sup>2</sup>	11,383 m <sup>2</sup>	21,820 m <sup>2</sup>
使用貸借	1	2,427.87 m <sup>2</sup>	1,235.36 m <sup>2</sup>	3,663.23 m <sup>2</sup>
計	13	13,538.87 m <sup>2</sup>	12,618.36 m <sup>2</sup>	26,157.23 m <sup>2</sup>

意見書関係

申請事由	件数	面		積
		田	畑	計
農業振興地域整備計画の変更について	2	90 m <sup>2</sup>	2,350 m <sup>2</sup>	2,440 m <sup>2</sup>

承認関係

内 容
平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価の決定について
令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について

議 長        各種報告終了しましたがけれども、何か質問とかございませんか。よろしい  
 でしょうか。それでは付議事項に入らせていただきます。  
 議案第31号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局        議案第31号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、申  
 請書に基づき調査した結果をご説明いたします。3ページをお開き下さい。  
 事件番号1番について、ご説明いたします。申請者は、譲渡人 神奈川県  
 厚木市■■■■■■■■■■氏から譲受人 調川町中免■■■■■■■■■■  
 ■■■■■■■■■氏です。申請事由は、譲渡人においては今後耕作の意思がなく、  
 譲受人は経営規模拡大のためとの理由で双方が合意したことによる所有権  
 移転の許可申請です。売買する農地は、調川町中免■■■■■■■■■■、地目：  
 田、■■■■平方メートルの1筆です。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が  
 8,447平方メートル、農従者は2名、譲受人の農業従事日数は年間150日とな  
 っております。以上の状況により農地法第3条第2項各号に該当しないため、

許可要件のすべてを満たすと考えます。以上の状況により農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

次に、事件番号2番について、ご説明いたします。申請者は、譲渡人 御厨町上登木免■■■■■■■■■■氏から譲受人 御厨町上登木免■■■■■■■■■■氏です。申請事由は、譲受人においては対象地を平成21年2月から平成31年2月まで10年間借り受けて耕作していたことがあり、経営規模拡大のためとの理由で双方が合意したことによる所有権移転の許可申請であります。売買する農地は、御厨町上登木免■■■■■■■■■■、地目：畑、■■■■■■■■■■平方メートルの1筆です。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が14,568平方メートル、農従者は2名、譲受人の農業従事日数は年間150日となっております。以上の状況により農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上2件について、ご審議方よろしくご願ひいたします。

議 長 議案の説明が終わりました。まず地元委員さんの意見をお聞きしたいと思います。事件番号1吉永委員お願いします。

2番 農業委員2番吉永です。■■■■■さんですか、■■■■■さんの分だろうかと思っていたので私は行っていません。どこにあるかもわからない、連絡がなかったのでは出席しておりません。すみません。

議 長 事件番号2について松田委員お願いします。

推進委員 推進委員1番の松田です。この方はお父さんと若い方夫婦で農業をされている家庭です。牛も飼ったりして、家の周りには牛の餌とか作られています。この方も60になられますので、まもなく定年ということで、定年後は牛とかを増やして農業に従事したいという考えでいらっしゃると思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。事件番号1については聞いてなかったと、2については報告あったとおりに別に問題がないと、ここで皆様の質疑を受けたいと思います。この件につきまして、何かご意見等ございませんでしょうか。

2番 農業委員2番の吉永です。■■■■■さんの土地ってどこにあるのでしょうか。■■■■■さんの近くになりますかね。

事務局 はい、すぐ隣の土地になります。先月の議案の中でありました[ ]さんの土地の隣の土地が[ ]さんの土地になりまして、[ ]氏の自宅のすぐ横にある土地でございました。

議長 何かございませんか。

(意見なし)

ご意見もないようでございますので、申請どおり許可することに異議ございませんか

委員 はい。

議長 はい。異議なしと認め、よって議案第31号は申請どおり許可することといたします。

次に議案第32号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 議案第32号農地法第5条の規定による許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。4ページをお開き下さい。

事件番号1番についてご説明いたします。現地の位置図、字図、平面図、配置図、立面図を議案の38ページから41ページに添付しております。譲受人：今福町東免[ ]氏、譲渡人：今福町北免[ ]氏です。申請地は、西九州自動車道の今福インターから[ ]へ約[ ]メートルに位置し、今福町東免[ ] 地目：田 [ ]平方メートルです。転用の目的は、住宅用倉庫用地です。まず、農地区分は、都市計画法における用途地域にある農地のため第3種農地となります。次に、土地利用計画については、41ページをご覧ください。全体の内3分の2ほどを約60センチメートル切土し、建物部分はコンクリート敷、車を乗り入れる部分は砂利敷する計画です。また、排水計画は、排水は雨水排水のみです。雨水は地面浸透のほか隣接する水路を介しての自然流下となっております。本申請について、隣接土地所有者からの同意を得ていること、残高証明書による資金計画の確認により、本事業が確実に行われるものと思われま。以上の状況により、問題ないものと判断いたしました。

続きまして、事件番号2番についてご説明いたします。現地の位置図を議案の38ページ、42ページに、字図、配置図、平面図、立面図を43ページから46ページに添付しております。譲受人：星鹿町岳崎免[ ]氏、譲渡人：星鹿町北久保免[ ]氏です。申請地は、松浦市役所御厨支所から[ ]へ約[ ]キロメートル、北久保公民館から[ ]

メートルのところにあり、星鹿町北久保免■■■■■、地目：畑、■■■■■  
平方メートル、■■■■■、地目：畑、52平方メートルです。農地区  
分は、申請地が10ヘクタール未満の小規模団地内にある農地であり、土地  
改良事業も行われていないことから第2種農地となります。転用の目的は、  
■■■■番を一般個人住宅用地、■■■■■を進入路とします。土地利用計画、排  
水計画は44ページの配置図をご覧ください。まず、住宅用地とする■■■■■  
の面積が595平方メートルですが、そのうち163.68平方メートルが法面とな  
り、有効面積は431.8平方メートルとなります。このため一般住宅面積の上  
限500平方メートル以内となります。次に排水計画については、配置図にあ  
るとおり雨水と浄化槽排水を既設水路へ接続する計画となっております。  
本申請について、隣接土地所有者からの同意を得ていること、残高証明書  
による資金計画の確認により、本事業が確実に行われるものと思われま  
す。以上の状況により、問題ないものと判断いたしました。

続きまして、事件番号3番についてご説明いたします。現地の位置図を議  
案の38・39ページに、字図、配置図、平面図、立面図を47ページから50ペ  
ージに添付しております。譲受人：今福町北免■■■■■氏、譲渡  
人：今福町北免■■■■■氏です。申請地は、西九州自動車道の今  
福インターから■■■■へ約■■■■メートルに位置し、今福町北免■■■■■  
地目：畑 ■■■■平方メートル、同■■■■■ 地目：畑 ■■■■平方メートル  
です。転用の目的は、一般個人住宅用地です。まず、農地区分は、都市計画  
法における用途地域にある農地のため第3種農地となります。次に土地利用  
計画については、48ページをご覧ください。土地造成は行わず整地のみを行  
う計画です。また、排水計画については、配置図にあるとおり雨水と浄化槽  
排水を市道側溝へ接続する計画となっております。本申請について、隣接土  
地所有者からの同意を得ていること、残高証明書による資金計画の確認によ  
り、本事業が確実に行われるものと思われます。以上の状況により、問題な  
いものと判断いたしました。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 議案の説明が終了しましたので、まず地元委員さんの意見を聞きたいと思  
います。事件番号1について、武部委員さんお願いします。

5番 農業委員5番武部です。議案第32号について先ほど事務局から説明があり  
まして重複するところもございますが、調査した結果を報告申し上げます。  
事件番号1および事件番号3の2件分について、農地法第5条の申請につき今  
月22日午後1時30分から、事務局及び農業委員と同行し、地元委員として調  
査を実施しました。事件番号1について、農地法第5条の申請は所有者売主  
■■■■■氏、買い主■■■■■氏、この土地の利用目的は、住宅用倉庫及び駐  
車場用地として利用する計画となっております。また、防災措置等につい  
て、雨水等の処理は周辺部の南側にある既設の用水路を利用し下部水路に



放流するというふうになっています。それから、当時の農地区分は先ほどもご説明がありましたとおり、第3種農地地区で都市計画区域内であるため、土地への接道が必要となりますが、北側の■■■■氏所有の住宅地でございます。市道に接しており、今現在駐車場等で利用されています。それを進入路として利用するというので何ら問題ございません。それから当該地の境界設定については、買い主■■■■氏において松浦市建設課と協議し境界設定をしているそうです。

それから事件番号3について、農地法第5条の申請は所有者譲渡人■■■■氏、譲受人■■■■氏の間で本件土地の取引は親子間の贈与によるものです。本件の利用目的は、一般個人住宅として建設をする計画となっております。防災措置等については、雨水も含め合併浄化槽から市道側溝に接続処理計画になっております。また当時の農地区分は第3種農地地区で都市計画区域内にあるため、家までの接道として幅員2メートル以上の設置を義務付けられていますが、市道に接しておりますので問題はございません。以上の状況であり、本件の第5条の農地転用申請は事件番号1および事件番号3の2件とも内容的に問題ないと思います。よろしくご審議方お願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは事件番号2についても地元委員さんの意見を伺いたいと思います。

16番 農業委員16番藤川です。先日6月22日、14番の山本委員さん、また事務局の方と現地調査立ち会いということで、現地のほうに出向いたわけです。■■■■さんと■■■■さんの件ですけれども、北久保公民館から■■■■メートルのところ。周辺は隣同士が畑で、そこに■■■■さんが住宅をということで申請されております。ここに住宅をということで図面がありますが、周辺は畑ばかりで、前は原野、周りは畑、水路もあるし何ら問題はないと思います。ただ進入路の図面を見ますと、入り口が鋭角でそこを市道が走っている。極端な鋭角で、そこをどうかしないと住宅に入るのに大変じゃないかと立ち会いに行ってきました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは現地確認に行かれた委員さんからもお聞きしたいと思います。山本委員お願いします。

14番 農業委員14番山本です。22日に事務局及び地元委員さんと確認しております。1番と3番ですが、先ほど事務局及び地元委員が詳しく説明されましたので、何ら問題ないと思います。2番ですが、取り付け道路が気になっていたんですが、先に藤川さんが言われましたのでそこは問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長           はい、ありがとうございました。今、地元委員並びに現地確認に行かれた委員さんからも農地転用については問題ないだろうというようなご意見でございます。ここで皆さんからの質疑を受けたいと思います。この案件につきまして、何かご意見等ございませんでしょうか。

事務局           すみません、1つ追加で補足というか説明させてください。事件番号2番の■■■■さんと■■■■さんの転用の関係でございますけれども、一般個人住宅と進入路ということで、■■番につきましては■■■■さんから■■■■さんへの売買による所有権移転で100パーセント所有権が変わるんですけれども、進入路につきましてはこの進入路を通らないと入れない■■■■さんの畑があるものですから、そういった関係もございまして、この進入路につきましては、■■■■さんの持ち分が2分の1、■■■■さんの持ち分も2分の1ということで共有で登記することになっておりますので、その点について漏れておりました。追加の説明というところでよろしくお願いいたします。

議 長           ここを通らないと■■の畑は袋地になってしまうということで、進入路は共有の持ち物ということで登記をするということでございます。ほかに何かご意見ございませんか。

(意見なし)

ご意見もないようですので、議案第32号につきましては、許可相当と意見を付して進達するというところでよろしいでしょうか。

委 員           はい。

議 長           議案第32号は許可相当と意見を付して進達するものいたします。次に議案第33号農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局           5ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を令和2年6月29日としております。6ページ、7ページにあっせん事業による所有権移転分を、9ページに賃貸借権の再設定分、新規設定分、使用貸借権の再設定分の各筆明細を添付しておりますので、担当地区の委員さんのご確認をお願いします。

議 長 議案の説明が終わりました。担当地区の皆さんは目を通していただきたいと思います。何かご意見ございませんか。ご意見もないようでございますので、計画どおり決定することに異議はございませんか。

委 員 はい。

議 長 それでは議案第33号は計画どおり決定することといたします。公告予定を令和2年6月29日とさせていただきます。次に、議案第34号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。これは委員さんの分でございますので、関係委員は退席をお願いいたします。

(関係委員 退席)

事務局 14ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を令和2年6月29日としております。こちらは委員さん関係分になります。158ページに賃貸借権新規設定分の各筆明細を添付しておりますので、ご確認をお願いします。

議 長 計画どおり決定することに異議ございませんか。

委 員 はい。

議 長 異議なしと認めます。議案第34号は計画どおり決定することといたします。公告予定を令和2年6月29日とさせていただきます。議案第35号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

(関係委員 着席)

事務局 18ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定、農地中間管理事業法第19条第2項の規定に基づく一括方式について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を令和2年6月29日としております。19ページに公社が■■■■氏から借受けた農地を■■■■氏に貸付けるもので10年間の賃貸借となっております。この一括方式というのは、公社(農地中間管理機構)が農地を借受け・貸付ける際、市町村の集積計画のみで一括して権利設定ができるというものです。

議長 議案の説明が終わりました。皆様方の質疑を受けたいと思います。この件について何かご意見等ございませんか。

(意見なし)

ご意見も無いようでございますので、計画どおり決定することに異議はございませんか。

委員 はい。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第35号は計画どおり決定することとし、公告予定を令和2年6月29日とさせていただきます。次に、議案第36号農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。

事務局 議案第36号農業振興地域整備計画の変更についてご説明いたします。今回、農業振興地域内の農用地区域について、用途区分の変更申請書が農林課に提出されたことに伴い、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、用途区分の変更について農業委員会に意見が求められております。その土地の用途区分を変更することで農業振興上影響が無いかをご審議いただきたいと思っております。

それでは事件番号1番についてご説明いたします。現地の位置図を議案の51ページに添付しております。黄色の部分が現在の農用地で、赤で囲んでいる場所が申請地、今回、用途区分を変更しようとする土地です。申請者は福島町喜内瀬免■■■■■■氏です。申請地は福島町喜内瀬免■■■■■■、地目：田、■■平方メートルです。申請の理由は、現在自宅周辺に農機具置き場がないため、農用地から農業用施設用地へ用途区分を変更し農機具置き場として利用したいとのことです。この土地は一団の農用地区域の端に位置しており、面積もごく僅かですので、用途区分を変更しても周辺農地の集団性は保たれ、農業上の利用に支障を及ぼす恐れはないものと思われま。

続きまして事件番号2についてご説明いたします。変更の区分としましては1件と同様に農用地区域における農用地から農業用施設用地への用途変更を行うものになります。土地の所在地は鷹島町三里免■■■■■■、地目は畑、面積は■■平方メートルになります。土地の所有者は鷹島町在住の■■■■氏ですが、転用者は所有者の息子になる■■■■氏です。■■■■氏は農業後継者であり新規就農を目指して先月5月に研修期間を終了し今年度から就農する予定でありまして、■■■■氏から申請地を借受け繁殖牛を営む計画をされております。計画変更の理由としましては申請地に牛舎一棟を建設し放牧場と飼料置き場としてのスペースを確

保するというものであります。52ページに農業振興地域計画の農用地区域を示した図面を添付しております。赤く囲った部分が申請地になります。申請地は市役所鷹島支所から■■■■方面に直線距離にして約■■■■キロメートル離れた場所にあります基盤整備された農地でありまして、昨年度まで葉たばこを自作しておりましたが現在は休耕中となっております。周辺は東と南側は畑と隣接、北と西側は市道と隣接しております申請地からみて北側にある市道は標高が低く南側の畑が高くなっております。残りは現状のまま利用するとのことです。周辺農地の営農に影響はなく、近隣農地の集団性は保たれ、また、目的に沿った計画であることから問題ないものと判断しております。以上が農業振興地域整備計画の変更内容であります。農業振興上問題ないかご審議いただき、その結果を農業委員会の意見として回答いたしますので、よろしく願いいたします。

議長 議案の説明が終わりました。ここで皆様からの質疑を受けたいと思います。この案件について、何かご意見等ございませんでしょうか。事件番号1の地元の委員さんは早坂委員ですかね。

推進委員 推進委員13番早坂です。事務局の説明のとおり、特に問題があるところ否定する要素はありませんので、そのまま許可して良い案件だと思います。

議長 ありがとうございます。それでは鷹島の事件番号2についてお願いします。

14番 農業委員14番山本です。転用者の■■■■くんは、高校卒業後、■■■■さん宅に2年間研修を受けまして、それから今年の4月まで親は農業はさせない気持ちであったそうですが、本人がどうしても牛を飼いたいということで、牛舎を建てることになったそうです。

議長 現在牛を何頭飼っておられるんですか。

14番 農業委員14番山本です。はい、3頭です。5年後に15頭位になるということです。

議長 地元委員さんからも農業振興上、特に問題ないということでございます。皆さんの方から何かご意見等ございませんか。

5番 農業委員5番武部です。牛舎を立てて牛を飼いますよね。その周辺に何か問題はありませんか。

14番 農業委員14番山本です。牛舎を建てる所の近くに民家は若干ありますが、今は誰も住んでいません。100メートル位のところに■■■■さんの牛舎があります。問題はないと思います。

5番 農業委員5番武部です。わかりました。

議長 他に何かございませんか。農業委員会としては農業振興上別に問題ないということで、意見を提出するということによろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 はい、それでは議案第36号につきましては、農業振興上特に問題ないと意見を提出するものいたします。それでは次に、議案第37号平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検評価の決定についてを議題といたします。

事務局 25ページをご覧ください。議案第37号平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検評価の決定についてでございます。農業委員会の適正な事務実施についてにより策定することとされた、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検評価を決定するものでございます。こちらにつきましては4月の総会で説明をさせていただいております。松浦市のホームページ等で案を公表をいたしまして農家からの意見を基に修正をかけて決定することになっておりましたが、意見等がでませんでしたので、内容は4月のものと全く同じものとなっております。詳細の説明については省略させていただきます。以上です。

議長 4月に説明したとおりでございますが、何かご意見等ございませんでしょうか。

1番 農業委員1番伊藤です。年号が平成になってる。年度が変わってないのでは。

事務局長 伊藤委員のご質問ですが、本来であれば昨年は令和元年が5月から変わっていますけれども、この案をお示ししたのが31年の4月に委員会の方で公表してお知らせしておりますので、年度を変えずにそのままに平成31年でしております。

議 長 他にご意見もないようでございますので、再度ですね、委員会で決定したものをまた公表するというところでよろしいでしょうか。

委 員 はい。

議 長 それでは、議案第37号は計画どおり決定し公表することといたします。次に、議案第38号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定についてを議題といたします。

事務局 34ページをご覧ください。議案第38号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画でございます。こちら先ほど説明いたしました議案第37号と同じく4月にご説明したもので、松浦市のホームページ等で案を公表しまして農家からの意見を求めたところですが、意見等は特にございませんでした。内容は4月のものと全く同じものとなっております。詳細の説明については省略させていただきます。以上です。

議 長 活動計画について何かご意見ございませんか。

(意見なし)

ご意見も無いようでございますので、計画どおり決定することとし、ホームページで公表するという手続きをとっていきたいと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

委 員 はい。

議 長 それではそういう手続きをとらせていただきたいと思います。以上をもちまして、付議事項を終わります。皆様の方から総括的に質疑とかございませんか。何かございませんか。

委 員 (意見なし)

ご意見も無いようでございますので、次回の委員会の報告をしておきたいと思っております。7月27日月曜日、13時30分市民ホールで予定しております。それでは6月の総会を閉会したいと思います。お疲れ様でした。

〈 閉会の時刻 〉 15 時 20 分